

奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十九号

奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第十二項中「若しくは指定介護予防サービス等基準等条例第九十九条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第十四項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の一項を加える。

15 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサー

ビスについては、この条例による改正前の奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第四十六条第十二項の規定は、なおその効力を有する。